

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 7月 24日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社福電テック
住所 〒556-0016
大阪府大阪市浪速区元町2丁目7番2号
代表者氏名 代表取締役 福留 悠子
電話番号 06-6641-0050
FAX番号
メールアドレス fukuden@i-pom24.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5年 7月 24日

届出者

氏名又は名称 株式会社福電テック
住 所 〒556-0016
大阪府大阪市浪速区元町2丁目7番2号
代表者 氏名 代表取締役 福留 悠子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社福電テック 奈良支店		
住 所	奈良市三碓二丁目6番 11-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 福留 悠子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者の名称	株式会社福電テック 奈良支店	株式会社福電テック	
事業者の住所	〒631-0061 奈良県奈良市三碓2 丁目6-11-1	〒556-0016 大阪府大阪市浪速区 元町2丁目7番2号 06-6641-0050 FAX 06-7506-9199 代表取締役 福留 悠子 取締役 福井 優子 取締役 福留 強 取締役 那須 亮二 取締役 有満 康真 監査役 植松 由吏	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 7月 24日

申請者

氏名又は名称 株式会社 福電テック

住 所 〒556-0016

大阪府大阪市浪速区元町2丁目7番2号

代表者 氏名 代表取締役 福留 悠子

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市浪速区元町二丁目7番2号
株式会社福電テック

会社法人等番号	1200-01-088349	
商 号	株式会社福電テック	
本 店	<u>大阪市中央区島之内一丁目15番30号</u>	
	大阪市浪速区元町二丁目7番2号	平成28年 2月 2日移転
		平成28年 2月 2日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和59年12月19日	
目的	1. 建物の消防設備、空調・冷暖房設備の保守・維持・管理業務の受託 2. 変電設備の精密検査及び施工検査業務 3. 電気設備工事・冷暖房設備工事・防災設備工事の請負業務 4. 貯水槽の清掃及び維持・管理の業務 5. 水質検査、空調環境測定の業務 6. 不動産管理業 7. 駐車場管理業 8. 上記各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	4000株	平成27年11月19日変更 平成27年12月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	平成27年11月25日変更 平成27年12月 1日登記
資本金の額	金3000万円	平成27年11月25日変更 平成27年12月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役  福留悠子	平成26年 7月31日重任 平成26年 8月12日登記

大阪市浪速区元町二丁目7番2号
株式会社福電テック

	取締役 <u>○</u> 福井 優子	平成26年 7月31日重任 平成26年 8月12日登記
	取締役 <u>○</u> 福留 強	平成26年 7月31日重任 平成26年 8月12日登記
	取締役 <u>○</u> 那須亮二	平成26年 7月31日重任 平成26年 8月12日登記
	取締役 <u>○</u> 有満 康真	平成29年 6月 1日就任 平成29年 7月11日登記
	取締役 田村仁	平成29年 6月 1日就任 平成29年 7月11日登記
	令和4年 7月 5日解任 令和4年 8月19日登記	
	奈良市三碓一丁目10番23号 代表取締役 福留悠子	平成26年 7月31日重任 平成26年 8月12日登記
	監査役 植野勇雄	平成24年 7月 9日重任 平成24年 7月11日登記
	令和4年 7月 5日退任 令和4年 8月19日登記	
	監査役 植枖由吏	令和4年 7月 5日就任 令和4年 8月19日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和4年 8月19日登記
支店	1 奈良市三碓二丁目6番11-1	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

大阪市浪速区元町二丁目7番2号
株式会社福電テック

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年7月12日

奈良地方法務局

登記官

山 本 秀 樹



* 株式会社福電テック 定款 *
* *****

この定款の写しは
原本に相違ありません。

令和5年7月21日
株式会社 福電テック
代表取締役 福留健子



平成2年 月 日作成
平成2年 月 日公証人認証
平成2年 月 日会社成立

定 約

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、 株式会社福電テック と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物の消防設備、空調・冷暖房設備の保守・維持・管理業務の受託
2. 変電設備の精密検査及び竣工検査業務
3. 電気設備工事・冷暖房設備工事・防災設備工事の請負業務
4. 貯水槽の清掃及び維持・管理の業務
5. 水質検査、空気環境測定の業務
6. 不動産管理業
7. 駐車場管理業
8. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、400株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当会社の発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第7条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名捺印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び代表取締役

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は 3名以上とし、監査役は 1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定期株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第23条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(役員報酬)

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年 5月1日から翌年の4月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

② 利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。